

○国土交通省告示第四百二十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年4月12日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道1号改築工事（原宿交差点改良・神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目地内から同区原宿四丁目地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 神奈川県横浜市戸塚区原宿二丁目、原宿三丁目、原宿四丁目及び原宿五丁目地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目地内から同区原宿四丁目地内までの延長828mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道1号改築工事（原宿交差点改良）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされている。また、本件区間は同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道1号は、東京都中央区を起点とし、神奈川県、愛知県、京都府等旧東海道沿いの府県を通過して大阪府大阪市に至る、東京、名古屋、大阪の3大都市圏を結ぶ延長717kmの我が国有数の幹線道路であり、神奈川県においても、横浜市、川崎市、藤沢市等の主要都市を東西に結ぶ重要な路線である。

本件区間に係る一般国道1号（以下「現道」という。）は、東京都区部や横浜市中心部と藤沢市、小田原市等神奈川県中西部地域とを結ぶ幹線道路であることから、4車線道路であるものの自動車交通量が非常に多い。また、本件区間内の原宿交差点において現道と交差する県道原宿六浦線及び県道阿久和鎌倉線（以下「県道」という。）は、鎌倉市方面及び綾瀬市方面から現道に向かう幹線道路として自動車交通量が多い2車線道路である。

原宿交差点は、上記の状況にある現道と県道が平面で交差し、交通容量が不足していることから、慢性的な交通渋滞が発生し、円滑な交通が阻害されている。

平成11年度道路交通センサスによると、原宿交差点に係る交通量は、現道の戸塚区原宿地内において66,905台/日、混雑度1.44、県道原宿六浦線の同区原宿町地内において19,657台/日、混雑度1.60、県道阿久和鎌倉線の同区深谷町地内において18,435台/日、混雑度1.53となっている。また、原宿交差点は、首都圏道路交通渋滞対策協議会が策定した「神奈川県第3次渋滞対策プログラム」において主要渋滞ポイントに指定されており、平成13年11月に起業者が実施した調査によると、現道において藤沢市方面へ最大渋滞長5,240m、東京都区部方面へ最大渋滞長4,890mが確認されている。

本件事業の施行により、原宿交差点において現道の直進交通が地下構造（アンダーパス）となり、県道と立体的に分離されることから、当該交差点における交通渋滞の緩和が図られ、円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成16年3月及び12月に環境影響評価を任意に実施したところ、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、原宿交差点における慢性的な交通渋滞の緩和を主な目的とし

て、道路構造令（昭和45年政令第320号）第4種第1級の規格に基づき現道の直進交通を地下構造（アンダーパス）として当該交差点の立体化を図る事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和21年8月26日に都市計画決定、同47年3月10日及び同63年1月19日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、変更後の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

原宿交差点は、3(1)で述べたように、自動車交通量が多く、慢性的な交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、本件区間の存する横浜市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 神奈川県横浜市戸塚区役所総務
部区政推進課